

高島病院 介護医療院
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人が開設する高島病院介護医療院（以下「当施設」という）が実施する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め要介護（要支援）状態の利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 要介護（要支援）状態と認定された利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当施設は介護医療院サービスを提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 高島病院 介護医療院
- (2) 所在地 : 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里 1831 番地 18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は当施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに従業者に介護医療院の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(1) 医師 1.3人以上(常勤換算)

医師は利用者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(2) 薬剤師 1人以上

薬剤師は施薬、処方、及び服薬指導を行う。

(3) 看護職員 10人以上

看護職員は医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(4) 介護職員 15人以上

介護職員は利用者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(5) 理学療法士、作業療法士、言語療法士 1人以上

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(6) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(7) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の作成等を行う。

(8) 事務員 1人以上

介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員数は介護医療院の定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(サービスの内容)

第6条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)のサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理下の介護

(4) 機能訓練、その他必要な医療

(5) 日常生活上の世話

(利用料等その他の費用)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、食費、居住費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けられるものとする。費用及び金額は重要事項説明書に記載のとおりとする。

3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に当たって、利用者又は家族に対してサービスの内容、費用について文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 当事業の通常の実施地域は杵島郡及び鹿島市内とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者は当施設の規律を守り医師や看護師等の指示に従う。
- (2) 利用者は喧嘩、口論、又は暴行等他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 利用者は当施設の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や、取り扱い要領に従い当該設備等を破損することのないよう、または安全性の確保に留意するものとする。
- (4) 利用者は営利行為、宗教活動、政治活動は行ってはならない。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者、若しくは家族から書面により同意を得るとともに適切に記録、評価を行う。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 11 条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針の整備をおこなう。
- 4 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 5 当施設でのサービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理)

第 13 条 当施設は利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。又医薬品及び、医療機器の管理についても適正な管理を行う。

- 2 当施設において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、予防及び、まん延防止のための指針を定め必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに年 2 回以上、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

- 2 当施設は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を計画的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生防止及び発生時の対応について)

- 第16条 当施設は事故の発生、再発を防止するため事故発生のための指針、改善策を、周知徹底する体制を整備する。
- 2 当施設は利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族及び市町村等に連絡するとともに必要な措置を講じる。

(苦情処理)

- 第17条 当施設は提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。
- 2 苦情を受け付けるための窓口を設置し苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録する。
 - 3 当施設は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行う。

(個人情報の保護)

第18条 当施設は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 施設が得た利用者又は家族の個人情報について短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、書面にて利用者又は家族の同意を得る。

3 当施設職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 当施設の運営に関する留意事項を次のとおりとする。

- (1) 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、明朗な態度で接する。
- (3) 利用者に適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスが提供できるよう業務体制を整備し従事者の資質向上を図るため、研修の機会を設ける。
- (4) 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- (5) 当施設の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- (6) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。